

「介護保険指定 0170401947」

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム さくら苑

重要事項説明書

当施設はご契約者（入所者）に対して介護老人福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供いたしますサービス内容と契約上ご注意いただきたいことをご説明いたします。

当施設への入所は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

社会福祉法人 さくら会

重 要 事 項 説 明 書

目 次

1. 施設経営法人	1
2. 入所施設	1
3. 事業の目的と運営方針	1
4. 入居受入基準	1
5. 併設されている事業	1
6. 施設の概要	2
7. 居室	2
8. 主な設備	2
9. 非常災害時の対応	2
10. 職員の配置状況及び勤務体制	2
11. 年間行事（予定）	3
12. 利用料等について	3
13. 介護保険給付サービスの概要	3
14. 居住費・食費について	4
15. 介護保険の給付対象とならないサービス	5
16. 利用料金の支払い方法について	5
17. 契約書・同意書・重要事項説明書について（入居時）	5
18. 施設の利用にあたっての留意事項	5
19. 協力医療機関	6
20. 協力歯科医療機関	6
21. 医療機関への受診について	7
22. 緊急時（急変時及び事故発生時）の対応	7
23. 身体拘束について	7
24. 個人情報の取扱い	7
25. 退所について（契約の終了について）	8
26. 退所時の支援	9
27. 入居者（契約者）の退所時における所持品の取引について	9
28. 後見監督人の選任手続きについて	9
29. 契約者（御家族）について	9
30. 身元引受人について	9
31. 連帯保証人について	10
32. 苦情・相談の受付について	10
33. 虐待の防止について	10
34. 損害賠償について	10
※ 別表1 施設利用料等一覧（介護保険給付対象外サービス）	
別表2 介護サービス費・居住費・食費の負担額一覧	
別表3 介護保険給付対象加算等料金（当施設提供分）	

(指定介護老人福祉施設サービス)

特別養護老人ホームさくら苑のサービス提供開始にあたり厚生省令第39号第23条に基づいて説明する事項は次のとおりです。

なお、契約者は事業者に対し、本件契約に際して、契約者が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。また、事業所は、契約者が反社会的勢力の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 さくら会
(2) 法人所在地	札幌市西区発寒17条3丁目4-30
(3) 電話番号	011-669-7000
(4) 代表者氏名	理事長 朝倉 誠
(5) 設立年月	平成17年 7月29日

2. 入所施設

(1) 施設の種類	ユニット型介護老人福祉施設
(2) 施設の名称	特別養護老人ホームさくら苑（北海道指定 第0170401947号）
(3) 施設の所在地	札幌市西区発寒17条3丁目4-30
(4) 電話/FAX番号	TEL：011-669-7000 FAX：011-669-6060
(5) 施設長	前田 太市
(6) 開設年月	平成18年 9月 1日
(7) 入所定員	100人
(8) 営業日	年中無休
(9) 受付時間	毎日 8:30～17:30

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（入居者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者（入居者）に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設運営の方針	常にお客様（利用者）第一主義による安心・安全なサービスを提供し、明るく家庭的な雰囲気の中で、お客様が可能な限り自立した生活を送れるように、サービスの専門性と高品質性が確保されたチームアプローチによる個々に合ったケアを行います。

4. 入居受入基準

- ・介護保険の要介護認定を受け、判定が要介護3以上の方でご自宅での日常生活が困難な方とする。
- ・現在疾患がある方は、その疾患が安定しており、継続した特殊な治療を必要としない方とする。

5. 併設されている事業

事業の種類	利用定員
さくら苑ショートステイ	10名（1日）
さくら苑デイサービスセンター	30名（1日）
さくら苑居宅介護支援事業所	
サービス付き高齢者向け住宅 そよ風	56名
小規模多機能型居宅介護 いぶき	29名（1日）
さくらんぼ保育園	

住宅型有料老人ホーム すず風	32 名
さくら定期巡回 随時対応型訪問介護	

6. 施設の概要

建 物	構 造	鉄筋コンクリート 3 階建（既存 80 床） 鉄筋コンクリート 3 階建（新設 20 床）
	延 床 面 積	5,804.92 m ² （1,755.99 坪）
	利 用 定 員	100 人
	駐 車 場	65 台駐車可能（車椅子専用 8 台）

7. 居室

居室の種類	室 数	備 考
1 人部屋	110 室	ユニット型個室（内 10 室は短期入所生活介護施設）

※1 入居者（契約者）の心身の状況により居室を変更する場合があります。

※2 居室を変更する際は事前に連絡致します。しかし、ご契約者（入居者）及び他入所者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合など緊急性を要すると判断した際には居室変更後の連絡となる場合があります。

※3 衣類等収納設備を完備しております。

8. 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食堂（共同生活室兼）	11	医務室	1
機能訓練室	1	カラオケ室	1
一般浴室（機械浴槽）	4	洗濯室	1
特殊浴室	1	理容室	1
研修室	4	多目的ホール	1

※トイレは、各ユニットにそれぞれ 3 箇所ご用意しております。また、必要に応じて居室内でのポータブルトイレのご使用も可能です。洗面台は各居室に設置しております。

9. 非常災害・感染時の対応

非 常 時 の 対 応	社会福祉法人さくら会 消防計画、業務継続計画（BCP）に基づいた対応をいたします。	
平 常 時 の 訓 練 等	消防計画に沿って年 2 回以上夜間及び昼間の災害を想定して避難訓練を実施しています。また、年 1 回消火訓練を行い消火機器の使用方法的の習得に努めています。	
防 災 設 備	設備名称	設備名称
	スプリンクラー	防火扉
	自動火災報知機	非常通報装置
	非常用電源	誘導灯
	消火器	ガス漏れ報知機
	非常用出入口	備蓄庫
	避難所	
	カーテン等は防火性のあるものを使用しています。	
防 火 管 理 者	1 名	

10. 職員の配置状況及び勤務体制 ※R06.04.01 現在での配置とする。

従業者の職種	勤務形態		指定基準	勤務体制
	常 勤	非常勤		
施設長	1 名		1 名	8 : 30 ~ 17 : 30
医師（内科、歯科）		2 名		14 : 00 ~ 16 : 00（週 1 回）

生活相談員	1名 以上		1名	8:30～17:30
看護職員	3名 以上		3名	8:30～17:30
介護職員	34名 以上		34名	7:00～16:00 (早番) 11:00～20:00 (A番) 13:30～22:30 (B番) 22:30～ 7:30 (夜勤) 16:00～ 9:00 (夜勤)
管理栄養士	1名 以上		1名	8:30～17:30
調理員 (業務委託)	6名			4:30～19:30 (シフト 制)
機能訓練指導員	1名 以上		1名	8:30～17:30
介護支援専門員	1名 以上		1名	8:30～17:30
歯科衛生士			2名	14:00～16:00

※夜間については夜勤者5名、管理宿直者1名を配置しております。

11. 年間行事(予定)

実 施 月	内 容
5月	お花見
8月	さくら会夏祭り
9月	敬老のお祝い
12月	クリスマス会
2月	節分 (豆まき)

※行事内容や開催時期を変更する場合があります。

12. 利用料等について

- ・施設サービスによる利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額として、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担1割、又は、一定以上収入がある方は2割、又は3割) を支払っていただきます。
- ・当施設が実施する加算サービスは別表3のとおりであり、記載された負担額をお支払頂きます (個人別に対象となる加算の場合は、提供していない加算、該当しない加算はいただきません。また、全入所者を対象とする加算についても、算定要件を満たしていない場合は加算をいただきません)。
- ・施設利用料 (介護保険給付対象外サービス) は、別表1に定める内容で、入所者の方々が利用した場合は施設にお支払い下さい。
- ・施設サービスによる利用料及び施設利用料のお支払いは当施設が毎月発行 (毎月10日郵送) する請求書を確認の上お支払い下さい。
- ・施設利用料については入所時に利用有無について同意書に書名、捺印を頂きますのでご協力下さい。

13. 介護保険給付サービスの概要

種 類	内 容
(1) 食 事	・管理栄養士の作成する献立表に基づき、栄養及びご契約者 (入所者) の身体状況・嗜好を考慮した食事を提供します。 ・契約者 (入所者) の自立支援のため離床して共同生活室 (リビング) で召上っていただくことを原則としています。 ・朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00 ・各種行事に因んだ献立

	・給食委員会の開催
(2) 入 浴	・入浴又は清拭を週 2 回行います。 ・可能な限りご契約者（入居者）のご希望する曜日に入浴できるよう努めます。 ・身体状況により機械浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。 ・安全で心身ともにくつろげる健康的な入浴の提供に努めます。
(3) 排 泄	・ご契約者（入居者）の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。 ・可能な限り「オムツはずし」を行い、自立支援に努めます。
(4) 口 腔 衛 生	・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日食後、口腔ケアを行います。 ・歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
(5) 機 能 訓 練	・機能訓練指導員主導のもと多職種が連携し、ご契約者（入居者）の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその低下を防止する為、機能訓練を実施します。
(6) 健 康 管 理	・医師や看護職員が連携して健康管理を行います。
(7) 離 床	・寝たきり防止や褥瘡発生を考慮し出来る限り離床に配慮します。
(8) 着 替 え	・生活リズムを考え、朝夕や季節毎の着替えを行うよう配慮していきます。
(9) 整 容	・個人としての尊厳に配慮し、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
(10) シーツ 交 換	・定期的に交換を行い居住環境の衛生に配慮しています。
(11) 洗 濯	・ご契約者（入居者）の衣類を介助員により洗濯いたします。 ・施設内にて洗濯が困難な衣類（毛糸のセーター、コート等）は、外注クリーニングとなり、費用はご契約者（入所者又は関係人）にご負担していただきます。 ・タオルケットの洗濯につきましては、原則ご家族にお持ち帰りいただくようお願いしております。しかし、やむを得ない理由によりお持ち帰りいただけない入居者様や、汚染が頻回で外注クリーニングでは間に合わない入居者様につきましては、施設内にて洗濯をし、実費負担/回を請求させて頂く場合がございます。 ・細心の注意を払っておりますが、材質などによっては破損したり縮む可能性がありますのでご了承下さい。また、不可抗力で万が一、上記事態が発生した場合には、当施設で責任は負いかねますのでご了承下さい。
(12) 清 掃	・居室の清掃は施設職員により行っています。
(13) 消 毒	・寝具の乾燥及び消毒は随時行っています。 ・感染症予防の観点から季節に応じて施設内消毒を実施します。
(14) 看 取 介 護	・別紙 看取り指針を参照

14. 居住費・食費について

- ・居住費及び食費は全額自己負担となります。
- ・食費の基準は厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用とします。
- ・負担の限度額は厚生労働大臣が定める額を限度額とします。
- ・市町村が交付する介護保険負担限度額減額認定証により居住費及び食費を支払っていただきます。
- ・居住費及び食費の自己負担額は別表 2 に定める内容とします。
- ・居住費及び食費の支払いは、当施設が毎月発行する請求書を確認の上お支払い下さい。

15. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービスの種類	内 容
設 備	・施設内には自動販売機を設置しています。
販 売	・施設内売店 8：30～17:00(毎週月～金曜日)
金 銭 管 理	・ご契約者（入居者）が施設での日常生活に必要な金銭については入居時に預り金として事務所で預り、「入所者預り金出納帳」により責任をもって管理いたします。 ・施設での立替はいたしませんので、入居時に職員と金銭については協議して下さい。 ・この預り金は入居者が退所する時に返還いたします。 ・管理料として1ヶ月1000円ご負担していただきます。
相 談 及 び 援 助	・当施設は入所者及び家族からのご相談には誠意をもって、可能な限り対応いたします。
広 報 誌 の 発 行	・広報誌「さくら苑だより」を年4回ご家族の皆様に入居者の近況や施設の行事等についてお知らせいたします。

※上記以外の介護給付以外のサービス内容及び施設利用料金については別表1 参照

16. 利用料金の支払い方法について

- ・利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求します。
- ・口座振替依頼書に記入のうえ提出してください。
- ・引き落とし日は毎月27日となっています。前日までに、口座の残高を確認してください。引き落としが出来ない場合は、速やかに下記口座へ振り込みしてください。
- ・退所月の利用料金は、請求書の発行日から10日以内に下記口座へ振り込みしてください。
- ・利用料金の支払いが3ヶ月遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合は、事業者からの申し出により退所していただきます。

① 指定口座への振込み(入金者名は入居者様の名前でお願いします。)

口座番号 社会福祉法人さくら会 特別養護老人ホームさくら苑

北洋銀行 円山公園支店 普通預金 4064042

② 口座からの引き落とし 金融機関：北海道内にある銀行、信用金庫、郵貯銀行など

※詳細については事務所までお問い合わせ下さい。

17. 契約書・同意書・重要事項説明書について（入居時）

- ・入居時に職員から入居時に関する説明を受けた後、施設と契約者（入居者）及び契約者（御家族及び連帯保証人）の方と誤解が生じないよう契約書を取り交します。
 - ・個人情報の取扱い、施設利用料金については、同意書をいただきます。
- 重要事項説明書について、職員の説明後、確認した旨の署名・捺印をいただきます。

18. 施設の利用にあたっての留意事項

来 訪 ・ 面 会	・来訪・面会の場合は必ず面会簿に記入して下さい。 ・面会時間は午前8：30～午後9：00までです。
消 灯 時 間	・午後9：00
外 出 ・ 外 泊	・施設長の許可が必要となります。 ・事前に所定の用紙に記入して職員にお渡し下さい。 ・また、ご契約者（入居者）単独での外出・外泊は事故防止等の観点から認めておりませんのでご家族様等の付き添いが必要となります ・終日食事が不要な日は1日単位で食事代はかかりません。 ・1日の内1食でも食べた日は1日分食事代をいただきます。 ・食事が不要な場合は以下の時間までにご連絡下さい。

	朝食：前日 17:00迄 昼食：当日 9:00迄 夕食：当日 15:00迄 上記時間以降の申し出についてはお食事代をご負担していただく場合があります。 ・外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。 ・外泊については、1ヶ月につき連続して6泊までとさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき約252円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。また、居住費としても介護保険負担限度額分について、ご負担していただきます。
飲 酒 ・ 喫 煙	・飲酒は医師の許可がある方のみ居室内で可能です。ただし、他入所者に影響を及ぼす場合もしくは影響を及ぼす可能性が考えられる場合には禁止させていただきます場合があります。 ・喫煙は所定の喫煙室にて可能です。ただし、ご契約者（入居者）及び他入所者の心身の状態に影響を及ぼす場合もしくは影響を及ぼす可能性が考えられる場合には禁止させていただきます場合があります。また、ライター等の火気類については、ご契約者（入居者）の心身の状態に応じて、居室への持込が出来ない場合があります。 ・寝タバコは禁止しております。
設 備 ・ 備 品 の 使 用	・従業者に確認し、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・破損した場合は速やかに従業者に連絡して下さい。故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者（入居者又は御家族）の負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
所持品備品等の持ち込み	・入居にあたり、ペット類や居室の快適性、安全性を欠くような家具、備品、危険物類などは原則として持ち込むことができません。事前に施設職員に確認し、管理は各個人をお願いします。 ・食品の持込については、①食中毒発生の防止、②嚥下機能低下による誤嚥及び窒息事故の防止、③病気の悪化予防の観点からユニット介護職員に確認の上、お持込下さい。ただし、季節やご契約者（入居者）の状態に応じて制限させていただきます場合があります。当施設から提供させていただく食品以外の物は、居室内冷蔵庫にて保管して下さい。ユニット内冷蔵庫では一切個人の物品をお預かりすることは出来ません。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	・原則事務所で預かりいたします。但し多額な現金や高額な物品（預金通帳や印鑑等）はお断りします。 ・貴重品を自己管理される方は、取扱いに十分注意して下さい。万が一紛失された場合には、当施設で責任は負いかねますのでご了承下さい。
そ の 他	・他の入居者や当施設の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

19. 協力医療機関

公益社団法人 北海道勤労者医療協会 勤医協札幌西区病院（嘱託医）	内科等	札幌市西区西町北 19丁目1番5号	TEL 011-663-5711
-------------------------------------	-----	----------------------	------------------

※ 嘱託医により往診を行いご契約者の健康管理（内服薬の処方など）に努めます。

20. 協力歯科医療機関

勤医協にしく歯科診療所	札幌市西区西町北 20 丁目 5 番 15 号	TEL 011-666-6222
-------------	-------------------------	------------------

21. 医療機関への受診について

- ・ 嘱託医や施設職員により受診が必要と判断した場合又はご契約者（入居者）やご家族が受診を希望された際には、協力医療機関又は近隣の医療機関へ受診いたします。
- ・ 受診の際にはご家族様の付き添いのご協力をお願いいたします。

22. 緊急時（急変時及び事故発生時）の対応

- ・ 入所契約時にご契約者（入居者又は御家族）又はご家族に対して、急変時及び事故発生時に救急搬送が必要な事態が発生した場合にご希望される搬送先を確認いたします。
- ・ 急変時及び事故が発生した場合、入所者に対して可能な限りの緊急処置を行い最善の処置を施していきます。
- ・ 緊急搬送が必要であると判断した際には、ご家族様へ連絡し搬送先について確認させていただき、施設送迎車又は救急車両にて搬送いたします。
- ・ 状況によりご家族様への連絡が搬送後となる場合があります。
- ・ 受け入れ拒否などを理由に搬送先を変更する場合があります。
- ・ 緊急を要する状況の時には、速やかに管理責任者である施設長に報告すると共に、主治医、又は協力医療機関と連携し、主治医又は担当医師の指示を仰ぎます。
- ・ 医療機関への搬送前又は処置が一段落すれば、入居者やご家族等に誠意を持って説明します。
- ・ 事故の程度、状況に応じて関係機関へ報告します。また、事故の状況、及び事故に際してとった処置を記録します。
- ・ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

23. 身体拘束について

- ・ 当施設では、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、入居者又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、入居者又は家族に説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
緊 急 性 - 直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
非代替性 - 身体拘束以外に、入居者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合
一 時 性 - 入居者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします
- ・ 当施設で作成した『身体拘束に関するマニュアル』を遵守すると共に、身体拘束廃止委員会、研修を定期的かつ必要性に応じて開催し、身体拘束の廃止に取り組みます。

24. 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、社会福祉法人における個人情報保護に関する方針に基づき、個人情報の保護に努めます。
○社会福祉法人における個人情報保護に関する方針
①法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
②法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
③法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
④法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
⑤法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
⑥法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
⑦法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
⑧法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

⑨法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを役職員に周知徹底し、確実に実施します。

・入所時に個人情報の取扱について同意書に署名・捺印をいただきますのでご協力下さい。

25. 退所について（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者（契約者）に退所していただくことになります。

- ・要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ご契約者（入居者又は御家族及び連帯保証人）から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ・事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ・ご契約者（入居者）が死去した場合

○ご契約者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者（入居者又は御家族及び連帯保証人）は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ・介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ・入居者（契約者）が入院された場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の入居者（契約者）がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

○事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ご契約者（入居者及び御家族）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者（入居者及び御家族）による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・ご契約者（入居者及び御家族）が、事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等に対して、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行なった場合。その他、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者（入居者）が、連続して3ヶ月以上医療機関に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ・ご契約者（入居者）が疾病等を理由に、日常的に医療行為が必要となった場合もしくは医療依存度が高くなり、当施設での生活を継続する事が困難であると主治医が判断した場合。
- ・ご契約者（入居者）が、介護老人保健施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

《契約者が病院などに入院された場合の対応について》

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

【検査入院等、短期入院の場合】

1ヶ月につき入退院の日を除いた6日以内（連続して7泊、複数月にまたがる場合は最大で13泊）に退院された場合は、再び入所することができます。但し、入院期間中であっても、外泊時費用として所定の利用料金（1日あたり約252円）をご負担いただきます。また、居住費についても、負担限度額分のご負担をいただきます。

【上記期間を超える入院の場合】

上記短期入院の期間を超える入院については、契約を解除させていただく場合があります。但

し、契約を解除した場合でも、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び入所することができます。

その際、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護(ショートステイ)の居室をご利用いただく場合があります。

なお、入院期間中にご契約者(入所者)の心身の状態に大きな変化があり、常時医療行為を必要とする場合等、当施設での受け入れが困難であると判断した場合には、再び入所することができない場合があります。

また、居住費については上記短期入院の期間を超える入院の場合、介護保険の適用とならない期間が出てしまい、負担限度額が適用にならなくなる為、居住費の基準費用額の上限(介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額)でご負担いただきます。

【3ヶ月を超える入院の場合】

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合、もしくは入院した場合は契約を解除させていただきます。

《入院期間中の居室の利用について》

ご契約者(入居者)が入院等により、長期間居室を使用されない場合等に、居室を短期入所生活介護(ショートステイ)に使用させていただく場合があります。

その際には、事前にご契約者(入居者又は関係人)又はご家族へ連絡いたします。

【要介護度1・2の方が入院した場合】

3ヶ月以内に病状が回復し、当施設に再度入居が可能である状態にあっても要介護度3以上の認定を受けていなければ再入所はできない。

26. 退所時の支援

入居者(契約者)の方が退所する場合には、ご希望により心身の状況、環境等を勘案し、円滑に退所できるよう速やかに支援いたします。ご気軽に申し出下さい。

- ・適切な病院もしくは診療所、又は介護老人保健施設への紹介
- ・居宅介護支援事業者への紹介
- ・その他、保健医療サービス又は福祉サービス提供者への紹介

27. 入居者(契約者)の退所時における所持品の引取について

- ・当施設を退所される場合、ご契約者(入居者)が所持品を引き取れない場合に備えて、入所時に引取人を決めていただきます。
- ・引き取りにかかる費用はご契約者(入居者又は関係人)又は引取人にご負担いただきます。

28. 後見監督人の選任手続きについて

利用料金の支払遅滞や入居者の生活状況等を考慮して、社会福祉法人さくら会が相当であると判断した場合には、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、補佐監督人、補助人、補助監督人等の選任手続きの申立てを裁判所に行うことがあります。

また、その際には、後見人等に社会福祉法人さくら会の職員等が選任される場合があります。

29. 契約者(御家族)について

契約者(御家族)は入所契約に関わる支払義務を契約者(入居者)と連帯して責任を負担します。また、契約者(入居者)の身元引受について、社会福祉法人さくら会が協力を要請する場合があります。

30. 身元引受人について

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取っていただきます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

31. 連帯保証人について

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります（極度額 200 万円）。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、離床者のすべての債務に関する情報を提供します。

32. 苦情・相談の受付について

・当施設の苦情やご相談は下記の者が責任をもってお受けします。

受 付 窓 口 生活相談員

受 付 時 間 毎日 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 3 0 分

また、苦情受付ボックスを事務所横に設置しています。

苦情解決責任者 施設長 前田 太市

【行政機関その他苦情受付機関】

①札幌市役所（介護保険課）

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL:011-211-2972

②西区役所（保健福祉課）

住所：札幌市西区琴似 2 条 7 丁目

TEL:011-641-2400（代表）

③北海道国民健康保険団体連合会

住所：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目

TEL:011-231-5161（代表）

④北海道福祉サービス運営適正化委員会

住所：札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

TEL:011-204-6310

・苦情受付とその処理についての概要は別紙のとおりです。

33. 虐待の防止について

・当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長 前田 太市

② 苦情解決体勢を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待防止委員会を設置しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

34. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 さくら苑
説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（入居者）住所

契約者（入居者）氏名 印

契約者（御家族）住所

契約者（御家族）氏名 印

(入所者との関係)

契約者（連帯保証人）住所

契約者（連帯保証人）氏名 印

(入所者との関係)

身元引受人 住所

身元引受人 氏名 印

(入所者との関係)

※身元引受人が契約者(御家族)と異なる場合のみ記載

※契約者（入居者）欄を代筆した場合のみ記載

代 筆 者 氏名

(入所者との関係)

別 表 1

施設利用料等一覧（介護保険給付対象外サービス）

項 目	単位等	金額等
<u>預かり金管理費</u> ご契約者（入所者及び関係人）の希望により、嗜好品の購入や医療費（協力医療機関での診察料及び定期薬代は除く）のお支払いの為に現金をお預かりいたします。詳細は下記のとおりとなっています。 ◇管理する金銭の形態：現金 ◇保管管理者：施設長 ◇出納方法：手続き概要は下記のとおりです。 ・保管管理者は預かり金に入金があった場合には、預かり書を発行し、その都度、入所者預かり金出納帳に記載します。 ・保管管理者は預かり金より出金があった場合には、その都度、入所者預かり金出納帳に記載し、定期的（1ヶ月毎）にご契約者（入所者又は関係人）にお知らせします。	1ヶ月	1000円
<u>特別な食事の提供に要する費用</u> ご契約者（入所者及び関係人）のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 ・出前 ・行事食 など	1回	実費
<u>理容・美容に要する費用</u> 月1回、理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 ・カット、顔そり ・カット ・顔そり ・カラー ・パーマ ・ベッドサイド	1回 〃 〃 〃 〃 〃	2300円 2000円 1500円 5500円 6000円 +3000円
<u>医療材料費</u> 下記物品を使用されているご契約者（入所者）のみ費用をご契約者（入所者及び関係人）にご負担していただきます。 ・包帯、医療ガーゼ、皮膚保護材 など	1セット 〃	実費 〃
<u>家電電気代</u> 居室内において個人所有のテレビ、冷蔵庫、加湿器、電気毛布、ラジカセ、電気シェーバー、固定電話を使用されている入所者のみ、その費用をご契約者（入所者及び関係人）にご負担していただきます。 ・テレビ ・冷蔵庫 ・加湿器 ・電気毛布 ・ラジカセ ・電気シェーバー ・電話 ・扇風機	1ヶ月 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	700円 900円 900円 300円 300円 200円 300円 400円
<u>レクリエーション・クラブ活動に要する費用</u> ご契約者（入所者及び関係人）のご希望により参加していただくことができます。 ・材料費 など	1回	実費

入浴物品関連費 入浴時必要物品の購入代金等ご契約者（入所者）の入浴時に要する費用で ご契約者（入所者及び関係人）にご負担いただくことが適当であるものに 係る費用をご負担していただきます。 施設備品を使用されない場合は、ご契約者（入所者）又はご家族にてご用 意していただきます。 ・リンス in シャンプー ・ボディーソープ	1 ヶ月 〃	4 0 0 円 4 0 0 円
日用品費 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で入所者（契約 者）の好みやご希望などでご負担いただくことが適当であるものに係る費 用を負担していただきます。		
居室の明け渡しに係る費用 ご契約者（入所者及び関係人）が、契約終了後も居室を明け渡さない場合 などに、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に 係る居室料金を負担していただきます。 ・居住費（基準費用額の上限額） （介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額を勘案 して厚生労働大臣が定める額）	1 日	基準費用上 限に基づく 額
その他日常生活上必要となる諸費用 上記以外にも日常生活品の購入代金などご契約者（入所者）の日常生活に 要する費用でご契約者（入所者及び関係人）にご負担いただくことが適当 であるものにかかる費用はご負担していただきます。 ・嗜好品の購入 ・外注クリーニング代（当施設での洗濯が困難な衣服） など	1 回 〃	実費 〃

指定介護老人福祉施設 さくら苑 利用料金表（介護度別・居室別・保険料段階別） ※令和7年4月1日現在 別表2

	介護福祉施設サービス費			居住費1ヶ月当り（ ）内は1日当り				食費1ヶ月当り（ ）内は1日当り					合 計				
				入 居 者 負 担				入 居 者 負 担					入 居 者 負 担				
	1日当り サービス費 (円)	1ヶ月当り サービス費 (30日) (円)	1ヶ月当り 自己負担 (30日) (円)	第1段階 (円)	第2段階 (円)	第3段階 (円)	第4段階 (円)	第1段階 (円)	第2段階 (円)	第3段階① (円)	第3段階② (円)	第4段階 (円)	第1段階 (円)	第2段階 (円)	第3段階① (円)	第3段階② (円)	第4段階 (円)
要介護1	6,793	203,814	20,381 【40,762】 【61,144】	26,400 (880)	26,400 (880)	41,100 (1,370)	70,200 (2,340)	9,000 (300)	11,700 (390)	19,500 (650)	40,800 (1,360)	43,350 (1,445)	55,781	58,481	80,981	102,281	133,931 【154,312】 【174,694】
要介護2	7,503	225,108	22,510 【45,021】 【67,532】	26,400 (880)	26,400 (880)	41,100 (1,370)	70,200 (2,340)	9,000 (300)	11,700 (390)	19,500 (650)	40,800 (1,360)	43,350 (1,445)	57,910	60,610	83,110	104,410	136,060 【158,571】 【181,082】
要介護3	8,264	247,923	24,792 【49,584】 【74,376】	26,400 (880)	26,400 (880)	41,100 (1,370)	70,200 (2,340)	9,000 (300)	11,700 (390)	19,500 (650)	40,800 (1,360)	43,350 (1,445)	60,192	62,892	85,392	106,692	138,342 【163,134】 【187,926】
要介護4	8,984	269,521	26,952 【53,904】 【80,856】	26,400 (880)	26,400 (880)	41,100 (1,370)	70,200 (2,340)	9,000 (300)	11,700 (390)	19,500 (650)	40,800 (1,360)	43,350 (1,445)	62,352	65,052	87,552	108,852	140,502 【167,454】 【194,406】
要介護5	9,683	290,511	29,051 【58,102】 【87,153】	26,400 (880)	26,400 (880)	41,100 (1,370)	70,200 (2,340)	9,000 (300)	11,700 (390)	19,500 (650)	40,800 (1,360)	43,350 (1,445)	64,451	67,151	89,651	110,951	142,601 【171,652】 【200,703】

※1 上記利用料金以外に別表1に記載されている介護保険給付外サービスに要する費用及び別表3に記載されている介護保険給付対象加算等をご負担していただきます。

なお、介護保険給付対象加算等については、算定条件が整っていない場合には算定いたしません。

※2 上記【 】内は2割または3割負担の方の料金を示しています。〇は1日当たりの料金です。

※3 端数処理により合計数が異なる場合があります。

別表 3

介護保険給付対象加算等料金（当施設提供分）

項 目	単 位 数	自 己 負 担 額
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位	約 12 円 / 日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	約 20 円 / 月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 単位	約 20 円 / 月
栄養マネジメント強化加算	11 単位	約 11 円 / 日
外泊時費用	246 単位	約 250 円 / 日
初期加算	30 単位	約 31 円 / 日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位	約 18 円 / 日
日常生活継続支援加算	46 単位	約 47 円 / 日
療養食加算	6 単位	約 6 円 / 食
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	約 4 円 / 日
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	約 8 円 / 日
経口維持加算（Ⅰ）	400 単位	約 405 円 / 月
経口維持加算（Ⅱ）	100 単位	約 100 円 / 月
看取り介護加算（Ⅰ）	72 単位 144 単位 680 単位 1280 単位	死亡日以前 31 日以上 45 日以下（約 73 円/日） 死亡日以前 4 日以上 30 日以下（約 146 円/日） 死亡日の前日及び前々日（約 680 円/日） 死亡日（約 1297 円/日）
看取り介護加算（Ⅱ）	72 単位 1280 単位	死亡日 45 日前～31 日前（約 73 円/日） 死亡日約 1,280 円/日
配置医師緊急時対応加算	325 単位 650 単位 1300 単位	約 329 円/回（通常の勤務時間外） 約 659 円/回（早朝・夜間の場合） 約 1318 円/回（深夜の場合）
協力医療機関連携加算	5～100 単位	約 5 円/月～約 101 円/月
退所時情報提供加算	250 単位	約 5 円/月～約 101 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	約 10 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	約 5 円/月
新興感染症等施設療養費	240 単位	約 243 円/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位	約 91 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位	約 112 円/月
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	約 101 円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	約 202 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位	約 3 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位	約 13 円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10 単位	約 10 円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15 単位	約 15 円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	20 単位	約 20 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	約 41 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位	約 50 円/月
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位	約 30 円/月

ADL維持等加算（Ⅱ）	60 単位	約 61 円／月
自立支援促進加算	280 単位	約 283 円／月
安全対策体制加算	20 単位	約 20 円／日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	約 152 円／月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	約 121 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	約 101 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	約 10 円／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 14.0%を乗じた 単位数で算定	以下の要件に適合している場合に算定 (1) 介護職員の賃金の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 (3) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 c 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 d cの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) 平成20年10月から(3)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該

		介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 (9)職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。 (10)介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。 (11)サービス提供体制強化加算の最上位の区分を算定していること。
--	--	--

※日常生活継続支援加算を算定した場合にはサービス提供体制強化加算は算定いたしません。

